

奈良市公報

号外第3号

平成 18年 2月 21日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

規 則	
奈良市公印規則の一部を改正する規則	1
奈良市介護保険規則の一部を改正する規則	2
奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	10
告 示	
一般競争入札の実施	10
平成 18年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領	11
平成 18年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領	13
放置自転車等の保管 (2件)	15
平成 17年度軽自動車税納税通知書の公示送達	16
道路の位置指定	16
放置自転車等の保管 (2件)	16
都市計画地区計画の変更案の公衆縦覧	16
放置自転車等の保管	17
指定管理者の指定 (43件)	17
放置自転車等の保管	26
開発行為に関する工事の完了	26
平成 17年度市・県民税納税通知書の公示送達	27
開発行為に関する工事の完了 (2件)	27
結核指定医療機関の指定	27
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	27
金融機関の指定についての一部改正	28
指定管理者の指定 (10件)	28
放置自転車等の保管	30
指定管理者の指定	30
開発行為に関する工事の完了	31
放置自転車等の保管	31
指定管理者の指定 (3件)	31
納期限変更通知書の公示送達	31
指定管理者の指定	32
農用地利用集積計画の決定	32
開発行為に関する工事の完了	32
条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨	32
議会臨時会の招集	33
指定管理者の指定 (22件)	33
開発行為に関する工事の完了	37
住居番号の変更	38
指定管理者の指定 (6件)	38

生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出 (2件)	39
生活保護法の規定による医療機関の指定 (2件)	39

監 査

地方自治法第 199条第 7 項の規定による監査の監査結果	40
定期監査の監査結果	45

公 営 企 業

平成 18年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査申請要領	46
平成 18年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領	49
一般競争入札の実施	51
奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定の一部改正	52
奈良市水道局指定給水装置工事事業者の指定	52

教 育 委 員 会

指定管理者の指定 (44件)	52
----------------	----

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市条例制定請求者署名簿の有効署名の総数	63
在外選挙人名簿からの抹消	63

規 則

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 119号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則 (昭和 25年奈良市規則第 12号) の一部を次のように改正する。

別表下水道事業事務専用市長印の項を次のように改める。

下水道事業事務専用 市長印	1105	てん書	方 20	下水道管理課	下水道事業受益者負担金納入証明用	1
	1106		方 24		下水道法による許認可等事務用	1

別表ひな形 1106 を次のように改める。

1106

奈良市
長之印
下水道管理用

附 則

この規則は、平成 18年 2月 1日から施行する。

(平成 17年 12月 22日 掲示済)

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第 120号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則(平成 12年奈良市規則第 30号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 4 号中「介護保険高額介護(居宅支援)サービス費等支給申請書」を「介護保険高額介護(居宅支援)サービス費支給申請書」に改め、同条第 6 号を次のように改める。

(6) 介護保険負担限度額認定申請書(施行規則第 83 条の 6 第 1 項及び施行規則第 97 条の 4)

別記第 20 号様式

第 9 条中第 9 号を第 13 号とし、同条第 8 号中「介護保険標準負担額減額、利用者負担額減額・免除決定通知書」を「介護保険負担限度額決定通知書」に改め、同号を同条第 10 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(11) 介護保険特定負担限度額認定決定通知書

別記第 22 号様式の 2

(12) 利用者負担額減免等決定通知書

別記第 22 号様式の 3

第 9 条中第 7 号を第 8 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(9) 介護保険利用者負担額減額・免除等申請書(法第 50 条及び法第 60 条)

別記第 21 号様式の 2

第 9 条第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 介護保険特定負担限度額認定申請書(施行規則第 17 条の 2)

別記第 20 号様式の 2

別記第 18 号様式を次のように改める。

第 18号様式 (第 9 条関係)

介護保険高額介護 (居宅支援) サービス費支給申請書
(年 月)

フリガナ 被保険者氏名		保 険 者 番 号				
		被 保 険 者 番 号				
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女			
住 所	〒		電 話 番 号			
該 当 月 分 の 支 払 金 額 合 計	円					
(あて先) 奈良市長 上記のとおり高額介護 (居宅支援) サービス費の支給を申請します。 年 月 日 申請者 住 所 (被保険者) 氏 名						
電話番号 印 (連絡先)						
上記高額介護 (居宅支援) サービス費の受領を次の者に委任します。 年 月 日						
受任者 住 所 _____ 氏 名 _____ 被保険者 住 所 _____ 氏 名 _____ 印						

注意 ・ 今回の支給以降、高額介護 (居宅支援) サービス費が支給される場合、申請手続は不要となります。
 また、支給金額は今回申請した指定口座に振り込まれます。
 ・ 給付制限を受けている方については、高額介護 (居宅支援) サービス費の支給ができない場合があります。

高額介護 (居宅支援) サービス費について、口座変更申請をしない限り下記の口座に振り込んでください。

氏名 _____ 印

口 座 振 込 依 頼 欄	金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号		
	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 出張所				
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金 2 当座預金 3 その他			
	フリガナ 口座名義人					

市記入欄

区分	世帯集約番号	領収書 確認欄	給付制限 状 況	所得区分
1 単独 2 合算			有・無 給付割合	

(注意) 口座振込は、原則として被保険者の口座をご記入ください。やむをえない場合のみ、ご家族に受領委任をしたうえで、その方の口座をご記入ください。

別記第 20号様式を次のように改める。
第 20号様式 (第 9 条関係)

介護保険負担限度額認定申請書

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号				
			被保険者番号				
生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女		
住 所	〒		電話番号				
介護保険施設の所在地及び名称 ()	〒		電話番号				
入 所 (院) 年月日 ()	年	月	日				
負担限度額 申請事由	1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額 80万円以下のもの等 2 市町村民税世帯非課税者であって、1 に該当する以外のもの 3 その他 ()						
(あて先) 奈良市長 上記のとおり食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。 年 月 日 住 所 申請者 電話番号 氏 名 印							

介護保険施設に入所 (院) しない場合には、記入は不要です。

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

別記第 20号様式の次に次の 1 様式を加える。
第 20号様式の 2 (第 9 条関係)

介護保険特定負担限度額認定申請書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

フリガナ 被保険者氏名			保険者番号				
			被保険者番号				
生年月日	年	月	日	性別	男 ・ 女		
住 所	〒		電話番号				
特別養護老人 ホームの所在 地及び名称	〒		電話番号				
入 所 する 居 室 の 種 別	1 ユニット型個室		3 従 来 型 個 室				
	2 ユニット型準個室		4 多 床 室				
入 所 年 月 日	年	月	日				
特定負担限度 申 請 事 由	1 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入の合計額が年額 80万円以下のもの等 2 市町村民税世帯非課税者であって、1 に該当する以外のもの 3 その他 ()						
(あて先) 奈良市長 上記のとおり食費及び居住費に係る特定負担限度額認定を申請します。 年 月 日 住 所 申請者 電話番号 氏 名 印							

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日	
から	
有効期限	
年 月 日	
まで	

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。
第2号様式の2(第9条関係)

介護保険利用者負担額減額・免除等申請書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

フリガナ 被保険者氏名		保険者番号							
		被保険者番号							
生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女						
住 所	〒 電話番号								
特別養護老人ホームの所在地及び名称	〒 電話番号								
入所年月日	年 月 日								
<p>(あて先) 奈良市長 上記のとおり特別養護老人ホームの特定要介護旧措置入所者の認定及び利用者負担額に係る減額・免除の申請をします。</p> <p>年 月 日 住 所 申請者 電話番号 氏 名 印</p>									

市記入欄

交付年月日	備 考
年 月 日	
適用年月日	
年 月 日 から	
有効期限	
年 月 日 まで	

別記第 2号様式を次のように改める。
第 2号様式 (第 9 条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

介護保険負担限度額決定通知書

先に申請のありました、食費、居住費に係る負担限度額については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号		生 年 月 日		年 月 日
被保険者氏名				性 別
申 請 日	年 月 日			
申 請 内 容				
申 請 理 由				
決 定 日	年 月 日			
決 定 内 容				
認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
決 定 理 由				

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

別記第 22号様式の次に次の 2 様式を加える。
第 22号様式の 2 (第 9 条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

介護保険特定負担限度額認定決定通知書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

先に申請のありました、特定負担限度額については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	生 年 月 日	年 月 日
被保険者氏名	性 別	
申 請 日	年 月 日	
申 請 内 容		
申 請 理 由		
決 定 日	年 月 日	
決 定 内 容		
認定有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
決 定 理 由		

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

第 22号様式の 3 (第 9 条関係)

第 年 月 日 号

様

奈良市長

印

利用者負担減免等決定通知書
(特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定申請)

先に申請のありました、特定負担限度額認定、利用者負担減額・免除については、次のとおり決定しましたので通知します。

被保険者番号	生 年 月 日	年 月 日
被保険者氏名	性 別	
申 請 日	年 月 日	
申 請 内 容		
申 請 理 由		
決 定 日	年 月 日	
決 定 内 容		
認定有効期間	年 月 日 ~	年 月 日
決 定 理 由		

(注) 余白に問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟について記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市介護保険規則の規定は、平成 17年 10月 1日から適用する。

(平成 17年 12月 28日揭示済)

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤 原 昭

奈良市規則第 121号

奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29号)の一部を次のように改正する。

別表備考中 5 を 6 とし、4 を 5 とし、3 を 4 とし、2 を 3 とし、1 を 2 とし、2 の前に次のように加える。

- 1 この表にかかわらず、B 階層に属する身体障害者又はその扶養義務者の補装具の交付又は修理に係る徴収(支払命令)基準月額が 1,100円とし、加算基準月額は 220円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18年 1月 1日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市身体障害者福祉法施行細則別表の規定は、平成 18年 1月分の徴収(支払命令)額から適用し、平成 17年 12月分までの徴収(支払命令)額については、なお従前の例による。

(平成 17年 12月 28日揭示済)

告 示

奈良市告示第 729号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 17年 12月 15日

奈良市長 藤 原 昭

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事(単 18)中山町地内ほか 23 件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成 17年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)

又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「堅審」という。)の総合評定値に該当する者であること。

- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成 17年 12月 20日までは入札控室、同月 21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 17年 12月 20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工

事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 17年 12月 21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表省略

(平成 17年 12月 15日揭示済)

奈良市告示第 730号

平成 18年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成 17年 12月 15日

奈良市長 藤原 昭

平成 18年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 16条の 11 第 2 項の規定により、平成 18・ 19年度において、奈良市が発注する建設工事、測量および建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格および申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)および準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、今回は基準年受付となり平成 18年度・平成 19年度の 2 年間の有効期間となります。なお、市外業者(市内に建設業法等に基づく本店および支店等を有しない者)については、追加年受付となり、平成 17年 2月に申請されなかった方(新規に申請される方を含む)のみ対象とします。

1 入札参加者の資格

(1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 平成 16・ 17年度分の市民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成 17年度分が確定していない場合は、平成 15・ 16年度分)および固定資産税に係る滞納税額がないこと。

(3) 平成 16・ 17年度分の国民健康保険料の滞納額がないこと。

2 受付期間

平成 18年 2月 14日(火)から同月 28日(火)まで(日曜日、土曜日を除く)

3 受付時間

午前 9 時 30分～正午、午後 1 時～午後 4 時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟 2 階 第 14会議室

<問い合わせ先>奈良市財務部監理課

電話番号 0742- 34- 4743

5 申請方法

持参または郵送受付としますが、市外業者は可能な限り郵送で申請してください。(郵送受付は 2 月 28日までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

なお、市内業者は持参受付に限ります。

6 郵送先

〒 630- 8580

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市役所 財務部監理課 工事入札係

7 登録有効期間

(1) 市内業者・準市内業者 2 年間(平成 18・ 19年度)

(2) 市外業者 1 年間(平成 18年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認められたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

(1) 申請書の添付書類が不足している場合および記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。

(2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。

(3) 新規に申請された方は、原則として 1 年間は入札参加を留保いたします。

(4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、財務部監理課に変更届を提出してください。

(5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第 3 条第 1 項の規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(旧来の経営事項審査結果通知書)(平成 16年 10月 1日から平成 17年 9月 30日の間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者>(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)

ア) 建設工事入札参加資格審査申請書(奈良市の様式)

イ) 建設業許可通知書(写)

ウ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(旧来の経営事項審査結果通知書)(写)(平成 16

年10月1日から平成17年9月30日の間に審査基準日を有するもの)

エ) 経営規模等評価申請書類(旧来の経営事項審査申請書類)のうち、技術職員名簿および工事経歴書(写)

オ) 納税証明書(写)

- ・法人 平成16・17年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成17年度分が確定していない場合は、平成15・16年度分)および固定資産税に係るもの
- ・個人 平成16・17年度分の市民税および固定資産税に係るもの

カ) 国民健康保険納付証明書(写)(個人業者のみで平成16・17年度分に係るもの)

キ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)

ク) 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)

官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号および組合における役職名が記載されているもの)および審査対象とする組合員のウ)に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省の統一様式)

イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(旧来の経営事項審査結果通知書)(写)(平成16年10月1日から平成17年9月30日の間に審査基準日を有するもの)

ウ) 営業所一覧表

エ) 経営規模等評価申請書類(旧来の経営事項審査申請書類)のうち、技術職員名簿又は技術者経歴書

オ) 工事経歴書

カ) 建設業許可申請書(別表(役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分)を含む写)

キ) 納税証明書(写)

- ・法人 平成16・17年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成17年度分が確定していない場合は、平成15・16年度分)および固定資産税に係るもの
- ・個人 平成16・17年度分の市民税および固定資産税に係るもの

ク) 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)

ケ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)

コ) 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)

<市外業者>(市内に建設業法に基づく本店および支店を有しない者)

ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省の統一様式)

イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(旧来の経営事項審査結果通知書)(写)(平成16年10月1日から平成17年9月30日の間に審査基準日を有するもの)

ウ) 営業所一覧表

エ) 経営規模等評価申請書類(旧来の経営事項審査申請書類)のうち、技術職員名簿又は技術者経歴書

オ) 工事経歴書

カ) 建設業許可通知書(別表(役員名・営業所・当該各営業所の有する許可業種を明らかにする部分)を含む写)

キ) 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写)

- ・法人 (その3)又は(その3の3)様式
- ・個人 (その3)又は(その3の2)様式

ク) 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)

ケ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)

コ) 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)

税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1. 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程による登録業者)
2. 測量業者(測量法による登録業者)
3. 建築設計業者(建築士法による登録業者)
4. 地質調査業者(地質調査業者登録規程による登録業者)
5. 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程による登録業者)
6. その他(1~5以外で調査業務等について営業する者)

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省の統一様式)

イ) 営業所一覧表

ウ) 技術職員名簿又は技術者経歴書

エ) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書(写)

オ) 財務諸表 (直近 1 年度分)

なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者および補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。

カ) 納税証明書 (写)

・市外業者

法人税 (個人業者の場合は所得税) に係る納税証明書 (写)

法人 (その 3) 又は (その 3 の 3) 様式

個人 (その 3) 又は (その 3 の 2) 様式

・市内業者および準市内業者

法人 平成 16・17 年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において平成 17 年度分が確定していない場合は、平成 15・16 年度分) および固定資産税に係るもの

個人 平成 16・17 年度分の市民税および固定資産税に係るもの

キ) 国民健康保険納付証明書 (写) (市内個人業者のみ・平成 16・17 年度分に係るもの)

ク) 委任状 (原本) (支店等に権限を委任する場合に限る)

ケ) 印鑑証明書 (原本) (法人・個人とも発行日から 3 箇月以内のもの)

コ) 商業登記簿謄本 (写) (法人のみ)

税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) で確認してください。

(3) 建設工事関係の物品供給業者

ア) 申請書 (奈良市の様式)

イ) 取扱品目一覧表

ウ) 年間平均取扱高・製造高 (販売・納入先等実績)、経営規模 (自己資本金、職員数、営業年数) 等を示す書類

エ) 納税証明書 (写)

・市外業者

法人税 (個人業者の場合は所得税) に係る納税証明書 (写)

法人 (その 3) または (その 3 の 3) 様式

個人 (その 3) または (その 3 の 2) 様式

・市内業者および準市内業者

法人 平成 16・17 年度分の法人市民税 (ただし、入札参加資格審査申請時において平成 17 年度分が確定していない場合は、平成 15・16 年度分) および固定資産税に係るもの

個人 平成 16・17 年度分の市民税および固定資産税に係るもの

オ) 国民健康保険納付証明書 (写) (市内個人業者の

み・平成 16・17 年度分に係るもの)

カ) 印鑑証明書 (原本) (法人・個人とも発行日から 3 箇月以内のもの)

キ) 商業登記簿謄本 (写) (法人のみ)

税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) で確認してください。

(平成 17 年 12 月 15 日 掲示済)

奈良市告示第 731 号

平成 18 年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成 17 年 12 月 15 日

奈良市長 藤原 昭

平成 18 年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 16 条の 11 第 2 項の規定により、平成 18 年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法を定めたので、指名競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書 (物品購入等) を提出してください。

なお、今回は追加年受付となりますので平成 17 年 2 月に申請されなかった方 (新規に申請される方を含む) のみ対象とします。

1 指名競争入札 (見積り) に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 16・17 年度分の市民税 (法人市民税にあつては、入札参加資格審査申請時において平成 17 年度分が確定していない場合、平成 15・16 年度分) 及び固定資産税に係る滞納税額がないこと。
- (3) 平成 16・17 年度分の国民健康保険料の滞納額がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第 1 に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。

2 受付期間及び時間

- (1) 受付期間
平成 18 年 2 月 14 日 (火) ~ 平成 18 年 2 月 28 日 (火)
(日曜日及び土曜日を除く。)
- (2) 受付時間
午前 9 時 30 分 ~ 正午、午後 1 時 ~ 午後 4 時

3 受付場所及び申請方法

- (1) 受付場所
奈良市役所 北棟 5 階 監理課
<問い合わせ先> 奈良市財務部監理課

TEL 0742- 34- 4743

(2) 申請方法
郵送または持参受付とします。
(市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者の場合は郵送可としますが、郵送受付は2月28日までの消印有効とします。なお、連絡先・担当者名を明記してください。後日、指名競争入札参加資格審査申請書受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

4 郵送先
〒 630- 8580
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市役所 財務部監理課 物品入札係

5 登録有効期間
1 年間 (平成 18年 4 月 1 日 ~ 平成 19年 3 月 31日)

6 その他留意事項
(1) 新規に申請された方は、原則として1年間は指名を留保します。
(2) 入札参加資格申請書一式は、奈良市ホームページに掲載されます。又、ホームページをご覧になれない方については、財務部監理課窓口にあります (平成 18年 1 月以降) が、郵送でのお取り寄せはできません。
(3) 提出書類はクリアフォルダー (A 4 透明) に入れて提出してください。

別表第 1

提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書 (物品購入等) (様式第 1 号)			入札参加希望種目は別表第 2 の取扱種目一覧表より 1 種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 (様式第 2 号 - 1) (様式第 2 号 - 2)			
3	契約実績調書 (様式第 3 号)			過去 2 年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格 (技術) 者等調書 (様式第 4 号 - 1) (様式第 4 号 - 2)			営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。 例 - 警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。
5	使用印鑑届 (様式第 5 号)			奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (様式第 6 号)			権限を代理人 (支店長・営業所長等) に委任する場合 (注) 委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第 7 号)			住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書 (原本)			法人...法務局 個人...市町村
9	商業登記簿謄本 (写し可)			法務局が証明するもの。
10	納税証明書 (写し可) * 市内業者 (本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。) ・ 市民税 (法人市民税) (最近 2 箇年分) ・ 固定資産税			個人・法人 平成 16・17 年度分の市民税 (法人市民税にあつては、入札参加資格審査申請時において平成 17 年度分が確定していない場合は平成 15・16 年度分) 及び固定資産税 (市民税課で証明)

(最近2箇年分)			
*市外業者(国税) 個人...所得税(その3又はその3の2) 法人...法人税(その3又はその3の3)			(税務署で証明)
納付証明書(写し可) *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料(最近2箇年分)			個人 平成16・17年度分の国民健康保険料(平成17年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの)(国民健康保険料で証明)

(注) ・ 印は、各業者の方が必ず提出するもの。
 ・ 印は、必要な業者の方のみが提出するもの。
 ・ 番号9・10の書類については、複写を認めます。

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお新規に登録された方は、当初1年間は入札指名を留保します。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 納税証明書の申請には、印鑑(法人の場合には法人印)、納税義務者以外の者が申請する場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続きが必要です。
- 提出していただいた指名競争入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

別表第2及び様式第1号から様式第7号まで省略
(平成17年12月15日揭示済)

奈良市告示第732号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成17年12月15日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成17年12月15日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742-34-1111代表

(平成17年12月15日揭示済)

奈良市告示第733号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成17年12月16日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成17年12月16日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 12月 16日揭示済)

奈良市告示第 734号

平成 17年度軽自動車税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 17年 12月 19日

奈良市長 藤原 昭

1 この納税通知書の発送年月日	平成 17年 5月 10日	
2 この公示送達により変更する納期限	変更前	平成 17年 5月 31日
	変更後	平成 18年 1月 6日
3 送達を受けるべき者	別紙のとおり	

別紙省略

(平成 17年 12月 19日揭示済)

奈良市告示第 735号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 17年 12月 19日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市八条一丁目 809番地の 2
申請者氏名	森本 勝博
道路の位置	奈良市南紀寺町三丁目 142番地の 19
道路の幅員	5.00メートル
道路の延長	18.87メートル

指定年月日	平成 17年 12月 19日
指定番号	第 17016号

(平成 17年 12月 19日揭示済)

奈良市告示第 736号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。
平成 17年 12月 19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 17日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 17年 12月 19日揭示済)

奈良市告示第 737号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。
平成 17年 12月 19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 19日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 17年 12月 19日揭示済)

奈良市告示第 738号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画を変更するため、都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 21条第 2項において準用する同法第 17条第 1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。
平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画

押熊町地区計画

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町 1408番の1の一部 他
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 17年 12月 20日から平成 18年 1月 10日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書1通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成 18年 1月 10日までに必着するように提出してください。
(平成 17年 12月 20日揭示済)

奈良市告示第 739号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。
平成 17年 12月 20日
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 20日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 12月 20日揭示済)

奈良市告示第 740号

奈良市老人福祉センター「東老春の家」、「西老春の家」及び「北老春の家」の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。
平成 17年 12月 20日
奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目9番10号
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
会長 大川 靖則
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人福祉センター条例第 2条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
(2) 奈良市老人福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。

- (3) 奈良市老人福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。
(平成 17年 12月 20日揭示済)

奈良市告示第 741号

奈良市東里老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。
平成 17年 12月 20日
奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市須川町 178番地
奈良市東里地区万年青年クラブ連合会
会長 寺田 昌資
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第 2条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
(2) 奈良市東里老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 奈良市東里老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。
(平成 17年 12月 20日揭示済)

奈良市告示第 742号

奈良市鳥見老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。
平成 17年 12月 20日
奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市鳥見町三丁目 24番地の 3
奈良市鳥見喜楽会
会長 井上 恵右
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市老人憩の家条例第 2条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
(2) 奈良市鳥見老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
(3) 奈良市鳥見老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他市長が定める事。
(平成 17年 12月 20日揭示済)

奈良市告示第 743 号

奈良市鶴舞老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 20 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市鶴舞西町 1 番 11- 104 号
奈良市学園北地区万年青年クラブ連合会
会長 狩野 睦子
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市鶴舞老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市鶴舞老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- （平成 17 年 12 月 20 日 掲示済）

奈良市告示第 744 号

奈良市登美ヶ丘老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 20 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市登美ヶ丘三丁目 6 番 15 号
奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会
会長 栗山 和義
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市登美ヶ丘老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市登美ヶ丘老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- （平成 17 年 12 月 20 日 掲示済）

奈良市告示第 745 号

奈良市横井老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 20 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市横井一丁目 623 番地の 2
奈良市横井老話会万年青年クラブ
会長 松本 数隆
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市横井老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市横井老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- （平成 17 年 12 月 20 日 掲示済）

奈良市告示第 746 号

奈良市杏中老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 20 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町 322 番地の 4
奈良市杏中町万年青年クラブ
会長 阪田 清次
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市杏中老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市杏中老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- （平成 17 年 12 月 20 日 掲示済）

奈良市告示第 747 号

奈良市杏南老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 20 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町 422 番地
奈良市杏南町万年青年クラブ

会長 中川 俊之

- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市杏南老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市杏南老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- (平成 17年 12月 20日 掲示済)

奈良市告示第 748号

奈良市八条老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市八条一丁目 828番地の 1
奈良市九十九会万青クラブ
会長 森本 賢司
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市八条老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市八条老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- (平成 17年 12月 20日 掲示済)

奈良市告示第 749号

奈良市東之阪老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東之阪町 37番地
奈良市東之阪第一老友会
会長 丸野 秀子
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の

実施に関する事。

- (2) 奈良市東之阪老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市東之阪老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- (平成 17年 12月 20日 掲示済)

奈良市告示第 750号

奈良市田原老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市和田町 445番地
奈良市田原地区万年青年クラブ連合会
会長 大東 淳二
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市田原老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市田原老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- (平成 17年 12月 20日 掲示済)

奈良市告示第 751号

奈良市狭川老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西狭川町 426番地
奈良市上狭川クラブ
会長 上久保 勲
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市狭川老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市狭川老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(4) その他市長が定めること。
(平成 17年 12月 20日 揭示済)

奈良市告示第 752号

奈良市古市老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町 1253番地の 1
奈良市古市町梅クラブ
会長 藤本 信男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市古市老人憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 奈良市古市老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
(平成 17年 12月 20日 揭示済)

奈良市告示第 753号

奈良市大柳生老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市忍辱山町 1236番地の 2
奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会
会長 藏之上 正春
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市大柳生老人憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 奈良市大柳生老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
(平成 17年 12月 20日 揭示済)

奈良市告示第 754号

奈良市柳生老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈

良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町 3063番地の 1
奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会
会長 平尾 太持
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市柳生老人憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 奈良市柳生老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
(平成 17年 12月 20日 揭示済)

奈良市告示第 755号

奈良市梅園老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市紀寺町 581番地の 5 第 19号市営住宅 404号
奈良市紀寺宝寿会
会長 丸野 親章
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市梅園老人憩の家の利用承認及び利用制限に関すること。
 - (3) 奈良市梅園老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
(平成 17年 12月 20日 揭示済)

奈良市告示第 756号

奈良市西之阪老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市油阪町 1番地の 98 5 - 312号
奈良市西寿クラブ
会長 橋本 幸美
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市西之阪老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市西之阪老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

奈良市告示第 757号

奈良市畑中老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市船橋町 15番地の 4 301号
奈良市宝寿会
会長 井上 松子
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市畑中老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市畑中老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成 17年 12月 20日 掲示済)

奈良市告示第 758号

奈良市石打老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬石打 980番地の 2
奈良市石打第二梅寿会
会長 三浦 金成
- 2 指定管理者の指定の期間

- 平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市石打老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市石打老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成 17年 12月 20日 掲示済)

奈良市告示第 759号

奈良市桃香野老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬桃香野 3552番地の 1
奈良市桃香野第三梅寿会
会長 大谷 巖
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市桃香野老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市桃香野老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成 17年 12月 20日 掲示済)

奈良市告示第 760号

奈良市尾山老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山 145番地
奈良市尾山第一梅寿会
会長 上嶋 正則
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市老人憩の家条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市尾山老人憩の家の利用承認及び利用制限に関

すること。

- (3) 奈良市尾山老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
(平成17年12月20日揭示済)

奈良市告示第761号

奈良市田原老人軽作業場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市和田町445番地
奈良市田原地区万年青年クラブ連合会
会長 大東 淳二
- 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市田原老人軽作業場の利用に関すること。
 - (2) 奈良市田原老人軽作業場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
(平成17年12月20日揭示済)

奈良市告示第762号

奈良市並松老人軽作業場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁小山戸町1567番地の1
奈良市並松老人学級
会長 中林 敏宏
- 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市並松老人軽作業場の利用に関すること。
 - (2) 奈良市並松老人軽作業場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
(平成17年12月20日揭示済)

奈良市告示第763号

奈良市営西部会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市市街地開発株式会社
代表取締役 森本 正和
- 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市営西部会館駐車場の供用に関すること。
 - (2) 奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
(平成17年12月20日揭示済)

奈良市告示第764号

奈良市ならまちセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市井上町11番地
財団法人ならまち振興財団
理事長 米田 通男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならまちセンター条例第5条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。
(平成17年12月20日揭示済)

奈良市告示第765号

奈良市西部会館市民ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町7番1号
財団法人奈良市文化振興センター
理事長 米田 通男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西部会館市民ホール条例第 3 条に規定する事業の実施に関する事
- (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限に関する事
- (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事
- (4) その他市長が定める事

(平成 17年 12月 20日 揭示済)

奈良市告示第 766号

奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 20日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条宮前町 7 番 1 号
財団法人奈良市文化振興センター
理事長 米田 通男

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1 日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市北部会館条例第 5 条に規定する事業の実施に関する事
- (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関する事
- (3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設又は附属設備の維持管理に関する事
- (4) その他市長が定める事

(平成 17年 12月 20日 揭示済)

奈良市告示第 767号

奈良市自転車駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市疋田町二丁目 2 番 4 号
関西美建株式会社
代表取締役 高野 治

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1 日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 自転車駐車場の利用承認及び利用制限に関する事
- (2) 自転車駐車場の施設及び附属施設の維持管理に関する事
- (3) その他市長が定める事

(平成 17年 12月 21日 揭示済)

奈良市告示第 768号

奈良市東之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪町 416番地の 45
奈良市東之阪町自治会
自治会長 山村 藤一

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1 日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市東之阪共同浴場の供用に関する事
- (2) 奈良市東之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事
- (3) その他市長が定める事

(平成 17年 12月 21日 揭示済)

奈良市告示第 769号

奈良市西之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市油阪町 1 番地の 98
奈良市西之阪町自治会
自治会長 大橋 昌広

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1 日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西之阪共同浴場の供用に関する事
- (2) 奈良市西之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事
- (3) その他市長が定める事

(平成 17年 12月 21日 揭示済)

奈良市告示第 770号

奈良市横井共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市横井五丁目 444番地の 1

奈良市横井連合自治会
自治会長 榎木 晴彦

- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市横井共同浴場の供用に関する事。
 - (2) 奈良市横井共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- (平成 17 年 12 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 771 号

奈良市古市西共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 21 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町 1367 番地の 10
奈良市古市町自治連合会
会長 中村 正治
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市古市西共同浴場の供用に関する事。
 - (2) 奈良市古市西共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- (平成 17 年 12 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 772 号

奈良市杏中共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 21 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町 345 番地
奈良市杏中町自治会
自治会長 阪原 重朝
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市杏中共同浴場の供用に関する事。
 - (2) 奈良市杏中共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- (平成 17 年 12 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 773 号

奈良市杏南共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 21 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町 132 番地
奈良市杏南町自治会
自治会長 豊澤 静雄
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市杏南共同浴場の供用に関する事。
 - (2) 奈良市杏南共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- (平成 17 年 12 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 774 号

奈良市杏南第一駐車場、奈良市杏南第二駐車場及び奈良市杏南第三駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 21 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町 132 番地
奈良市杏南町自治会
自治会長 豊澤 静雄
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用に関する事。
 - (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- (平成 17 年 12 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 775 号

奈良市横井第一駐車場、奈良市横井第二駐車場、奈良市横井第三駐車場、奈良市横井第四駐車場、奈良市横井第五駐車場及び奈良市横井第六駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 21 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市横井五丁目 444番地の 1

奈良市横井連合自治会

自治会長 榎木 晴彦

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 776号

奈良市八条第一駐車場及び奈良市八条第二駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市八条一丁目 812番地の 2

奈良市八条第二自治会

自治会長 森本 正美

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 777号

奈良市西之阪第一駐車場、奈良市西之阪第二駐車場、奈良市西之阪第三駐車場及び奈良市西之阪第四駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市油阪町 1番地の 98

奈良市西之阪町自治会

自治会長 大橋 昌広

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 778号

奈良市杏中第一駐車場及び奈良市杏中第二駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町 345番地

奈良市杏中町自治会

自治会長 阪原 重朝

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 779号

奈良市東之阪駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪町 416番地の 45

奈良市東之阪町自治会

自治会長 山村 藤一

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 780号

奈良市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンター
理事長 米田 通男

- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- (平成 17 年 12 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 781 号

奈良マーチャントシードセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。
平成 17 年 12 月 21 日
奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市橋本町 3 番地の 1
財団法人奈良市商業振興センター
理事長 米田 通男
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良マーチャントシードセンター条例第 3 条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良マーチャントシードセンターの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良マーチャントシードセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- (平成 17 年 12 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 782 号

なら工藝館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。
平成 17 年 12 月 21 日
奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市井上町 11 番地
財団法人ならまち振興財団
理事長 米田 通男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら工藝館条例第 3 条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) なら工藝館個展展示コーナーの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) なら工藝館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- (平成 17 年 12 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 783 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。
平成 17 年 12 月 21 日
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 17 年 12 月 21 日
 - 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
- (平成 17 年 12 月 21 日 揭示済)

奈良市告示第 784 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。
なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
平成 17 年 12 月 21 日
奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17 年 8 月 5 日 奈良市指令都整開第 05A- 18 号
平成 17 年 11 月 8 日 奈良市指令都整開第 05A- 18- 1 号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17 年 12 月 21 日 第 962 号
 - (2) 公共施設 平成 17 年 12 月 21 日 第 419 号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市東紀寺町一丁目 703 番地の 1 の一部（2 工区）
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市学園北一丁目 3 番 2 号
株式会社 住
代表取締役 鈴木 守
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市東紀寺町一丁目 703 番地の 1 の一部
 - (2) 公園
奈良市東紀寺町一丁目 703 番地の 1 の一部

- (3) 下水道
奈良市東紀寺町一丁目 703番地の 1 の一部
- (4) 管路敷
奈良市東紀寺町一丁目 703番地の 1 の一部
(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 785号

平成 17年度市・県民税納税通知書を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46年奈良市条例第 12号）第 6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

1 この通知書の発送年月日	平成 17年 12月 5日
2 送達を受けるべき者	別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 786号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 9月 21日 奈良市指令都整開第 05A- 29号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17年 12月 21日 第 963号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市川上町 873番地の 14
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県高座郡寒川町大曲 1 - 1 - 1
湘南ブライト B - 102
藤井 洋

(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 787号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 11月 15日 奈良市指令都整開第 05A- 39号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成 17年 12月 21日 第 964号
(2) 公共施設 平成 17年 12月 21日 第 420号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市宝来町 1157番地、1158番地の 1、1158番地の 3、1159番地の 2、1164番地の 2 及び 1164番地の 3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市宝来四丁目 25- 8
米田 利昭
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 道路
奈良市宝来町 1164番地の 2
(2) 付替里道
奈良市宝来町 1158番地の 3
(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 788号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2条の 5 第 1項の規定により告示します。

平成 17年 12月 21日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
てるてる薬局	奈良市神殿町 694-3	平成 17年 12月 15日

(平成 17年 12月 21日揭示済)

奈良市告示第 789号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33年法律第 79号）第 9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 17年 12月 22日から 2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 12月 22日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 18年 1月 5日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市押熊町、秋篠町、恋の窪東町、南紀寺町一丁目、南紀寺町四丁目、田中町及び窪之庄町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
押熊第 1 幹線 - 75	奈良市押熊町 1349- 8	奈良市押熊町 1364- 3
山陵第 2 幹線 - 82	奈良市秋篠町 33- 2	奈良市秋篠町 32
山陵第 2 幹線 - 83	奈良市秋篠町 31- 1	奈良市秋篠町 14- 1
秋篠幹線 - 44	奈良市秋篠町 924- 4	奈良市秋篠町 924- 1
大宮幹線 - 32	奈良市恋の窪東町 141- 7	奈良市恋の窪東町 140- 8
北永井幹線 - 296	奈良市南紀寺町一丁目 188- 2	奈良市南紀寺町一丁目 186
北永井幹線 - 297	奈良市南紀寺町四丁目 3 - 2	奈良市南紀寺町四丁目 1 - 3
帯解幹線 - 123	奈良市田中町 546- 2	奈良市田中町 535- 1
帯解幹線 - 124	奈良市田中町 484- 2	奈良市田中町 477- 2
帯解幹線 - 125	奈良市窪之庄町 706- 2	奈良市窪之庄町 707- 1

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 17 年 12 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 790 号

昭和 51 年奈良市告示第 89 号(金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成 18 年 1 月 1 日から施行します。

平成 17 年 12 月 22 日

奈良市長 藤原 昭

第 2 項中 株式会社 ユーエフジェイ銀行」を 株式会社 三菱東京 UF J 銀行」に改め、株式会社 東京三菱銀行」を削り、「三菱ユーエフジェイ信託銀行株式会社」を「三菱 UF J 信託銀行株式会社」に改め、株式会社 奈良銀行」を削る。

(平成 17 年 12 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 791 号

奈良市写真美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 22 日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市高畑町 600 番地の 1
財団法人入江泰吉記念写真美術財団
理事長 米田 通男

2 指定管理者の指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市写真美術館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関する

こと。

- (3) 奈良市写真美術館の駐車場の供用に関すること。
- (4) 奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。

(平成 17 年 12 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 792 号

奈良市音声館^{おんじょう}の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 22 日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市井上町 11 番地
財団法人ならまち振興財団
理事長 米田 通男

2 指定管理者の指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市音声館^{おんじょう}条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市音声館^{おんじょう}の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市音声館^{おんじょう}の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成 17 年 12 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 793 号

奈良市ならまち振興館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 22 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市井上町 11番地
財団法人ならまち振興財団
理事長 米田 通男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならまち振興館条例第 3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市ならまち振興館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
(平成 17年 12月 22日 揭示済)

奈良市告示第 794号

名勝大乘院庭園文化館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市井上町 11番地
財団法人ならまち振興財団
理事長 米田 通男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市名勝大乘院庭園文化館条例第 3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 名勝大乘院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 名勝大乘院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
(平成 17年 12月 22日 揭示済)

奈良市告示第 795号

なら 100年会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町 7番 1号
財団法人奈良市文化振興センター
理事長 米田 通男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) なら 100年会館条例第 3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) なら 100年会館(駐車場を除く。)の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) なら 100年会館(駐車場を除く。)の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。
(平成 17年 12月 22日 揭示済)

奈良市告示第 796号

なら 100年会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目 1番 30号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 森本 正和
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) なら 100年会館駐車場の供用に関する事。
 - (2) なら 100年会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
(平成 17年 12月 22日 揭示済)

奈良市告示第 797号

奈良市杉岡華邨書道美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市脇戸町 3番地
財団法人杉岡華邨書道美術財団
理事長 杉岡 正美
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市杉岡華邨書道美術館条例第 3条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市杉岡華邨書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
(平成 17年 12月 22日 揭示済)

奈良市告示第 798号

奈良市美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 22 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条宮前町 7 番 1 号
財団法人奈良市文化振興センター
理事長 米田 通男
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市美術館条例第 3 条に規定する事業の実施にすること。
 - (2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限にすること。
 - (3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理にすること。
 - (4) その他市長が定めること。
- (平成 17 年 12 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 799 号

奈良市都祁交流センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 22 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁白石町 1133 番地
財団法人奈良市都祁地域振興財団
理事長 米田 通男
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市都祁交流センター条例第 3 条に規定する事業の実施にすること。
 - (2) 奈良市都祁交流センターの使用承認及び使用制限にすること。
 - (3) 奈良市都祁交流センターの施設及び附属設備の維持管理にすること。
 - (4) その他市長が定めること。
- (平成 17 年 12 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 800 号

奈良市営 J R 奈良駅第 1 駐車場、奈良市営 J R 奈良駅第 2 駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 22 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南一丁目 1 番 30 号
奈良市市街地開発株式会社
取締役社長 森本 正和
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 駐車場の供用にすること。
 - (2) 駐車場の施設及び附属施設の維持管理にすること。
 - (3) その他市長が定めること。
- (平成 17 年 12 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 801 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 12 月 22 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成 17 年 12 月 22 日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
- (平成 17 年 12 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 802 号

奈良市母子福祉センター「母と子の家」の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 22 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目 9 番 10 号
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 大川 靖則
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市母子福祉センター条例第 2 条の 2 に規定する事業の実施にすること。
 - (2) センターの使用承認及び使用制限にすること。
 - (3) センターの施設及び附属設備の維持管理にすること。
 - (4) その他市長が定めること。
- (平成 17 年 12 月 22 日 掲示済)

奈良市告示第 803号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 11月 30日 奈良市指令都整開第 05A- 4号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 17年 12月 22日 第 965号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町 413番地、414番地の 1、415番地の 1、416番地、417番地、419番地の 1及び 420番地の 1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府富田林市高辺台 3 - 9 - 20
株式会社 ケイ・キャット
代表取締役 保澤 邦昭
(平成 17年 12月 22日 告示済)

奈良市告示第 804号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 12月 22日
- 3 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17年 12月 22日 告示済)

奈良市告示第 805号

奈良市立柳生診療所の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柏木町 519番地の 7
社団法人 奈良市医師会
会長 北岡 孝
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市立診療所設置条例第 2条に規定する業務の実施に関する事。
- (2) 奈良市立柳生診療所の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

(平成 17年 12月 22日 告示済)

奈良市告示第 806号

奈良市立田原診療所の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柏木町 519番地の 7
社団法人 奈良市医師会
会長 北岡 孝
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市立診療所設置条例第 2条に規定する業務の実施に関する事。
- (2) 奈良市立田原診療所の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

(平成 17年 12月 22日 告示済)

奈良市告示第 807号

奈良市総合医療検査センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柏木町 519番地の 7
社団法人 奈良市医師会
会長 北岡 孝
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 奈良市総合医療検査センター条例第 3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市総合医療検査センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (3) その他市長が定める事。

(平成 17年 12月 22日 告示済)

奈良市告示第 808号

地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 13条の 2 第 3項

の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25年法律第 226号）第 20条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46年奈良市条例第 12号）第 6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成 17年 12月 22日揭示済)

奈良市告示第 809号

奈良市都祁福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目 9 番 10号
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会
会長 大川 靖則
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市都祁福祉センター条例第 3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 奈良市都祁福祉センターの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 奈良市都祁福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定めること。

(平成 17年 12月 22日揭示済)

奈良市告示第 810号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55年法律第 65号）第 18条第 1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成 17年 12月 22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市経済部農林課内

(平成 17年 12月 22日揭示済)

奈良市告示第 811号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 12月 26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 12月 6日 奈良市指令都整開第 02A- 25号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17年 12月 26日 第 966号
 - (2) 公共施設 平成 17年 12月 26日 第 421号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市小西町 35番地の 2、35番地の 3、36番地の 1、36番地の 2、37番地の 3 及び 37番地の 4
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市東向南町 23番地の 1
株式会社奈良大丸
代表取締役 並川 栄城
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市小西町 37番地の 3 の一部

(平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市告示第 812号

地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 74条第 1項の規定による「奈良市平和・無防備都市条例（平和を希求し、戦争に協力しない条例）」制定の請求を平成 17年 12月 26日付けで受理したので、地方自治法施行令（昭和 22年政令第 16号）第 98条第 1項の規定により、条例制定請求代表者の住所、氏名及び請求の要旨を次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 請求代表者の住所及び氏名

奈良市千代ヶ丘 1 - 1 - 34	辻本 誠
奈良市敷島町 1 - 548- 10	井上 雅由
奈良市般若寺町 221	工藤 良任
奈良市あやめ池北 3 - 17- 12	中川 徹
奈良市白毫寺町 392	宮崎 幹大
- 2 奈良市平和・無防備都市条例（平和を希求し、戦争に協力しない条例）」制定請求の要旨
奈良市は「古都奈良の文化財」と豊かな自然を有する世界遺産のまちです。国際文化観光都市に住む私たち奈良市民は 1985年に非核平和都市宣言を行い、「貴重な文化遺産を守り、次代に引き継ぐためにも、再び“ヒロシマ・ナガサキ”の惨禍を繰り返してはならない」と全世界に訴えました。その願いもむなしく、戦争と殺戮は今も世界に絶えません。イラクでは多くの市民や子どもたちの生命が奪われています。
日本では、私たちの日々の生活から、戦争体験が失わ

れつつある今、「戦争をしない」ことをうたった憲法第 9 条が変質しようとしています。私たちは戦争の被害者にも加害者にもなりたくありません。市民の安全を守るためには、軍事力(軍隊)は必要ありません。

国際社会では戦争をなくす努力が続けられています。日本政府も批准したジュネーブ条約追加第一議定書はその第 59 条で、「無防備地域宣言」をすれば、その地域に対する攻撃は禁止され、結果として住民の生命・財産が守られると規定しています。私たちは、住民の保護を使命とする地方自治体がこの規定を守り、戦時下ではなく、平時においても非戦の地域づくりを進めるべきだと考えています。それは憲法第 9 条の精神を地方自治体にいかすことでもあります。

戦後 60 年の今年、古都奈良を非戦のまちにするために、憲法と国際人道法にもとづいた実効性のある「奈良市平和・無防備都市条例」の制定を強く求めます。

(平成 17 年 12 月 26 日揭示済)

奈良市告示第 813 号

次に掲げる事件を付議するため、平成 18 年 1 月 10 日奈良市議事堂に奈良市議会臨時会を招集します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭
記

- 1 奈良市平和・無防備都市条例(平和を希求し、戦争に協力しない条例)の制定について

(平成 17 年 12 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 814 号

奈良市柳生の里観光施設(旧柳生藩家老屋敷・旧柳生藩陣屋跡・柳生観光駐車場)の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市柳生町 155 番地の 1
柳生観光協会
会長 増田 勝男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市柳生の里観光施設の入場及び使用の承認及び制限に関する事。
 - (2) 奈良市柳生の里観光施設の施設及び設備等の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。

(平成 17 年 12 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 815 号

奈良市観光センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市上三条町 23 番地の 4
社団法人奈良市観光協会
会長 谷井 勇夫
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市観光センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市観光センターの会議室の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市観光センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成 17 年 12 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 816 号

奈良市ならまち格子の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市中新屋町 2 番地の 1
社団法人奈良まちづくりセンター
理事長 室 雅博
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならまち格子の家条例第 3 条に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関する事。
 - (3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。

(平成 17 年 12 月 27 日揭示済)

奈良市告示第 817 号

奈良転害門前観光駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高畑町 1112番地の 1
財団法人奈良市駐車場公社
理事長 米田 通男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市転害門前観光駐車場の供用に関する事
 - (2) 奈良市転害門前観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事
 - (3) その他市長が定める事

奈良市告示第 818号

なら奈良館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の事等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東向中町 28番地
特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会
理事長 菅 正義
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) なら奈良館条例第 3条に規定する事業の実施に関する事
 - (2) なら奈良館への入館手続に関する事
 - (3) なら奈良館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
 - (4) その他市長が定める事

(平成 17年 12月 27日告示済)

奈良市告示 819号

奈良市針テラス情報館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の事等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁白石町 1133番地
財団法人奈良市都祁地域振興財団
理事長 米田 通男
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市針テラス情報館条例第 3条に規定する事業の

- 実施に関する事
- (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関する事
- (3) 奈良市針テラス情報館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
- (4) その他市長が定める事

(平成 17年 12月 27日告示済)

奈良市告示第 820号

都祁温泉フィットネスパードの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の事等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市針町 361番地
株式会社都祁総合開発
代表取締役 井上 克己
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 都祁温泉フィットネスパードの供用に関する事
 - (2) 都祁温泉フィットネスパードの施設及び附属設備の維持管理に関する事
 - (3) その他市長が定める事

(平成 17年 12月 27日告示済)

奈良市告示第 821号

奈良市月ヶ瀬観光会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の事等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬長引 21番地の 8
財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会
理事長 田中 喜隆
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市月ヶ瀬観光会館条例第 3条に規定する事業の実施に関する事
 - (2) 奈良市月ヶ瀬観光会館の利用制限に関する事
 - (3) 奈良市月ヶ瀬観光会館の施設及び展示物の維持管理に関する事
 - (4) その他市長が定める事

(平成 17年 12月 27日告示済)

奈良市告示第 822号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西大寺国見町二丁目 14番 1号
財団法人 奈良キリスト教青年会
代表 林 秀彦
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ボランティアセンター条例第 2条の 2に規定する事業の実施に関する事。
 - (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他市長が定める事。
- （平成 17年 12月 27日 揭示済）

奈良市告示第 823号

奈良市済美地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市中辻町 51番地
済美地区社会福祉協議会
会長 岡崎 吉隆
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市済美地域ふれあい会館の使用に関する事。
 - (2) 奈良市済美地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- （平成 17年 12月 27日 揭示済）

奈良市告示第 824号

奈良市柳生地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市丹生町 731番地

丹生町自治会

会長 大西 文治

- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市柳生地域ふれあい会館の使用に関する事。
 - (2) 奈良市柳生地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- （平成 17年 12月 27日 揭示済）

奈良市告示第 825号

奈良市とみの里地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市中山町西二丁目 1012番地の 1
奈良市とみの里地域ふれあい会館運営委員会
委員長 永通 明温
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市とみの里地域ふれあい会館の使用に関する事。
 - (2) 奈良市とみの里地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- （平成 17年 12月 27日 揭示済）

奈良市告示第 826号

奈良市右京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市右京三丁目 8番地の 6
右京地区自治連合会
会長 竹内 寛
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市右京地域ふれあい会館の使用に関する事。
 - (2) 奈良市右京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (3) その他市長が定める事。
- （平成 17年 12月 27日 揭示済）

奈良市告示第 827号

奈良市帯解地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市田中町 332 番地
田中町自治会
会長 山口 勝昭
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市帯解地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市帯解地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- （平成 17 年 12 月 27 日 掲示済）

奈良市告示第 828号

奈良市朱雀地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市朱雀五丁目 4 番地の 18
朱雀地区自治連合会
会長 奥谷 滋
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- （平成 17 年 12 月 27 日 掲示済）

奈良市告示第 829号

奈良市東市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町 264 番地の 3
東市地区社会福祉協議会

会長 藤井 久雄

- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市東市地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市東市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- （平成 17 年 12 月 27 日 掲示済）

奈良市告示第 830号

奈良市左京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市左京三丁目 21 番地の 17
左京地区自治連合会
会長代行 岡崎 道男
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市左京地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市左京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- （平成 17 年 12 月 27 日 掲示済）

奈良市告示第 831号

奈良市青和地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市百楽園四丁目 1 番 16- 6 号
青和地区自治連合会
会長 岸谷 眞次
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市青和地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市青和地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- （平成 17 年 12 月 27 日 掲示済）

奈良市告示第 832号

奈良市佐保川地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法華寺町 1132番地の 3
佐保川地区自治連合会
会長 塚本 武利
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- （平成 17年 12月 27日 掲示済）

奈良市告示第 833号

奈良市辰市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市杏町 422番地
辰市地区自治連合会
会長 中川 俊之
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市辰市地域ふれあい会館の使用に関すること。
 - (2) 奈良市辰市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
- （平成 17年 12月 27日 掲示済）

奈良市告示第 834号

奈良市月瀬地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬月瀬 492番地 494番地合併の 2
月瀬自治会
会長 辰巳 一雄
- 2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の使用に関すること。
- (2) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

（平成 17年 12月 27日 掲示済）

奈良市告示第 835号

奈良市総合福祉センター「みどりの家歯科診療所」の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条町二丁目 9 番 2 号
社団法人 奈良市歯科医師会
会長 福岡 道郎
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
みどりの家歯科診療所における歯科医療相談及び歯科診療に関すること。
- （平成 17年 12月 27日 掲示済）

奈良市告示第 836号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 17年 12月 27日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成 17年 9月 2日 奈良市指令都整開第 05A- 21号
平成 17年 10月 17日 奈良市指令都整開第 05A- 21- 1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成 17年 12月 27日 第 967号
 - (2) 公共施設 平成 17年 12月 27日 第 422号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市中町 258番地の 5 の一部、258番地の 6 の一部、258番地の 7、258番地の 8、258番地の 100及び 258番地の 102の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市藤ノ木台四丁目 6 番 20号
株式会社日本中央住販
代表取締役 谷手 善紀
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路

奈良市中町 258番地の 5 の一部、258番地の 6 の一部、258番地の 7 の一部、258番地の 8 の一部、258番地の 100及び 258番地の 102の一部

(2) 下水道

奈良市中町 258番地の 5、258番地の 6、258番地の 7、258番地の 8、258番地の 100及び 258番地の 102の各一部

(平成 17年 12月 27日 揭示済)

奈良市告示第 837号

奈良市住居表示に関する条例(昭和 42年奈良市条例第 21号)第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4 項の規定により告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成 17年 12月 28日 揭示済)

奈良市告示第 838号

奈良市防災センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市八条五丁目 404番地の 1
財団法人奈良市防災センター
理事長 米田 通男

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市防災センター条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市防災センターの使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 奈良市防災センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。

(平成 17年 12月 28日 揭示済)

奈良市告示第 839号

奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬尾山 2763番地の 2
奈良市月ヶ瀬ふるさと振興公社

理事長 窪田 幹蔵

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成 17年 12月 28日 揭示済)

奈良市告示第 840号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市都祁白石 1133番地
財団法人奈良市都祁地域振興財団
理事長 米田 通男

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 農産物加工センターの利用届の受理及び利用制限に関すること。
- (2) 農産物加工センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成 17年 12月 28日 揭示済)

奈良市告示第 841号

ロマントピア月ヶ瀬の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市月ヶ瀬長引 707番地の 10
ロマントピア月ヶ瀬管理運営組合
理事長 巽 彌

2 指定管理者の指定の期間

平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市農林漁業体験実習館条例第 3 条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関すること。

- (3) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属施設の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定めること。
(平成 17年 12月 28日 揭示済)

奈良市告示第 842号

梅の里ふれあい館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬尾山 2847番地の 2
尾山自治会
自治会長 中岡 喜勇
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 梅の里ふれあい館の利用届の受理及び利用制限に関すること。
 - (2) 梅の里ふれあい館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
(平成 17年 12月 28日 揭示済)

奈良市告示第 843号

はなはなビレッジの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市荻町 27番地の 1
上荻観光農園組合
組合長 吉本 文孝
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) はなはなビレッジの利用届の受理及び利用制限に関すること。
 - (2) はなはなビレッジの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他市長が定めること。
(平成 17年 12月 28日 揭示済)

奈良市告示第 844号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示

示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
サン薬局学園前店	奈良市学園北一丁目 14- 13メディカル学園前 1 F	平成 17年 7月 31日
つるはら耳鼻科	奈良市神殿町 297- 2 シティーコート広芝 2 階	平成 17年 12月 31日
おかだ歯科医院	奈良市鶴舞東町 2 - 26岡田ビル 2 F	平成 17年 6月 30日

(平成 17年 12月 28日 揭示済)

奈良市告示第 845号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
東條眼科クリニック	奈良市学園北一丁目 14メディカル学園前 40号	平成 17年 8月 31日
サン薬局宝来店	奈良市宝来三丁目 16 - 4	平成 17年 7月 31日
サン薬局平松店	奈良市平松一丁目 31 - 24地田ビル 101	平成 17年 7月 31日
サン薬局高の原店	奈良市右京四丁目 14 - 33	平成 17年 7月 31日
サン薬局新大宮店	奈良市芝辻町四丁目 2 - 3 田村ビル 1 F	平成 17年 7月 31日
サン薬局奈良店	奈良市花芝町 29	平成 17年 7月 31日
サン薬局西大寺店	奈良市秋篠早月町 9 秋篠サンパレス 1 - 103	平成 17年 7月 31日
サン薬局西ノ京店	奈良市六条三丁目 15 - 5	平成 17年 7月 31日
サン薬局富雄北店	奈良市富雄川西二丁目 7 - 7 富雄川西メディカルビル	平成 17年 7月 31日

(平成 17年 12月 28日 揭示済)

奈良市告示第 846号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
サン薬局学園前店	奈良市学園北一丁目 14- 13メディカル学 園前 1 F	平成 17年 8 月 1日
てるてる薬局	奈良市神殿町 694- 3	平成 18年 1 月 1日
つるはら耳鼻科	奈良市神殿町 694- 1	平成 18年 1 月 1日
おかだ歯科医院	奈良市登美ヶ丘一丁 目 2 - 9	平成 17年 7 月 1日

(平成 17年 12月 28日揭示済)

奈良市告示第 847号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 28日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
学園前眼科クリニ ック	奈良市学園北一丁目 14メディカル学園前 40号	平成 17年 11 月 1日
サン薬局宝来店	奈良市宝来三丁目 16 - 4	平成 17年 8 月 1日
サン薬局平松店	奈良市平松一丁目 31 - 26也田ビル	平成 17年 8 月 1日
サン薬局高の原店	奈良市右京四丁目 14 - 33	平成 17年 8 月 1日
サン薬局新大宮店	奈良市芝辻町四丁目 2 - 3 田村ビル 1 F	平成 17年 8 月 1日
サン薬局奈良店	奈良市花芝町 29	平成 17年 8 月 1日
サン薬局西大寺店	奈良市秋篠早月町 9 - 1 - 103	平成 17年 8 月 1日
サン薬局西ノ京店	奈良市六条三丁目 15 - 5	平成 17年 8 月 1日
サン薬局富雄北店	奈良市富雄川西二丁 目 7 - 7 富雄川西メ ディカルビル	平成 17年 8 月 1日
サン薬局奈良南店	奈良市八条四丁目 639- 1	平成 17年 8 月 1日

(平成 17年 12月 28日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 11号

地方自治法第 199条第 7 項の規定による監査を実施した

ので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 17年 12月 27日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 池田 慎久
同 船越 義治

- 1 監査対象
財団法人奈良市スポーツ振興事業団
- 2 監査期間
平成 17年 10月 13日 ~ 同年 12月 21日
- 3 監査方法
平成 16年度の出納その他の事務について、決算報告書等あらかじめ求めた資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、施設の実査を行う等の方法で実施した。

- 4 監査結果
事務及び事業は適正に執行されており、その出納に係る事務処理はおおむね適正に処理されていた。
また提出された財務諸表の計数も諸帳簿と符合し、収入状況及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

しかし、鴻ノ池陸上競技場他 8 施設清掃その他業務委託において、契約書及び仕様書に提出図書と記載してある書類の一部が提出されていなかった。必要書類の確認を怠る事のないよう注意されたい。

なお、措置を講じた場合は、地方自治法第 199条第 12 項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(参考)

財団の概要

- 1 設立年月日
昭和 63年 4月 1日
- 2 設立目的
奈良市の委託を受け、これの設置する体育施設の管理運営及び各種体育・スポーツの事業を行うことにより、市民の体育・スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。
- 3 基本財産
10,000千円
- 4 役員数及び職員数(平成 17年 3月 31日現在)
理事 8名(うち理事長 1名、副理事長 1名及び常務理事 1名)
監事 2名
職員 39名(うち嘱託 8名)
- 5 事業実施内容
(1) 管理運営事業
市民の健康保持・体力の向上とスポーツ活動の振興を図るため、適正な管理を実施して利用者のサービスに努めました。

番号	施設名	延使用者

		人数(人)
1	奈良市鴻ノ池陸上競技場	117,284
2	奈良市鴻ノ池球場	35,441
3	奈良市中央体育館	169,713
4	奈良市中央第二体育館	75,414
5	奈良市平城プール	5,527
6	奈良市青山プール	3,182
7	奈良市柏木テニスコート	17,359
8	奈良市黒谷テニスコート	15,639
9	奈良市平城第一テニスコート	3,165
10	奈良市平城第二テニスコート	8,600
11	奈良市青山テニスコート	5,014
12	奈良市佐保山テニスコート	4,304
13	奈良市鴻ノ池テニスコート	42,750
14	奈良市西部生涯スポーツセンターテニスコート	8,772
15	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場・ゲートボール場	13,267
16	奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	20
17	奈良市柏木球技場	13,107
18	奈良市黒谷球技場	17,143
19	奈良市平城第一球技場	8,023
20	奈良市平城第二球技場	27,602
21	奈良市中ノ川球技場	7,610
22	奈良市奈良阪球技場	8,079
23	奈良市登美ヶ丘球技場	12,281
24	奈良市緑ヶ丘球場	12,944
25	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	25,507
26	奈良市南部生涯スポーツセンターテニスコート・多目的コート	5,273
27	奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	14,884
28	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	71,746
29	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	82,453
30	奈良市大亀谷テニスコート	5,209
	合計	837,312

(2) スポーツ振興事業費

各種スポーツ教室を企画実施し、スポーツの普及振興を図るとともに奈良市鴻ノ池陸上競技場及び奈良市中央体育館を市民に開放しスポーツ活動の助長に努めました。

また、学校週5日制に伴い、毎月第2土曜日を生涯学習につながる行動力を育てる自主的な活動の場として提供し、事業計画に沿って実行に努めました。

スポーツ教室・開放日・学校週5日制状況

教室・開放日名	回数(回)	延参加者人数(人)
中央体育館スポーツ開放日	11	944
陸上競技場スポーツ開放日	12	898
ソフトテニス教室	29	1,565
バドミントン教室	28	1,348
少年少女バドミントン教室	28	1,087
勤労者バドミントン教室	28	1,070
健康体操教室	29	1,628
操体法教室	19	423
少年少女体操教室	28	834
少年少女陸上競技教室	24	1,289
ソフトテニス教室(鴻ノ池コート)	9	921
女性バレーボール教室	10	162
卓球教室	10	947
学校週5日制開放日	10	219
合計	275	13,335

(3) 自主事業

水泳他5教室の開催

健康スポーツが近年注目を浴びています。年齢や体力を問わず楽しめるスポーツである水泳、高齢者及び成人女性の健康維持増進及び生活習慣病の予防改善に効果があると評価されている水中ウォーキング、ダンベルそしてリラクゼーション効果が得られるスポーツであるソフトストレッチングといった種目の教室を開催しました。これらのスポーツを通じて市民に仲間作りをして頂き、生涯スポーツの動機づけを与え、また健康維持増進への貢献に努めました。

教室名	区分	回数	参加者数
高齢者水中ウォーキング教室	1期 (4月～6月)	90	1,004
	2期 (9月～12月)	87	1,037
	3期 (1月～3月)	27	239
	計	204	2,280
成人女性ダンベル・チューブ教室	1期 (4月～6月)	50	370
	2期 (9月～12月)	50	397
	3期 (1月～3月)	50	382
	計	150	1,149

ソフトストレッチ教室	1期	(4月～6月)	20	242
	2期	(9月～12月)	24	283
	3期	(1月～3月)	20	253
	計		64	778
体操教室	1期	(10月～12月)	8	140
	2期	(1月～3月)	10	182
	計		18	322
水泳教室	1期	月曜コース	14	1,086
		火曜コース	14	1,512
		木曜コース	14	1,150
		金曜コース	15	1,572
		小計	57	5,320
	2期	月曜コース	11	1,076
		火曜コース	10	1,098
		木曜コース	13	1,258
		金曜コース	13	1,476
		小計	47	4,908
	短期	Aコース	4	29
		Bコース	4	60
		Cコース	4	75
		Dコース	4	32
		小計	16	196
計		120	10,424	
糖尿病の方の水中運動教室	年間		4	51

6 決算状況

平成16年度の貸借対照表、収支計算書及び財産目録

は、次のとおりである。

貸借対照表
平成17年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金預金	14,954,727	
流動資産合計		14,954,727
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	10,000,000	
固定資産合計		10,000,000
資産合計		24,954,727

負債の部			
1 流動負債			
未払金	4,368,219		
預り金	10,586,508		
流動負債合計		14,954,727	
負債合計			14,954,727
正味財産の部			
正味財産			10,000,000
(うち基本財産)			(10,000,000)
負債及び正味財産合計			24,954,727

収支計算書

平成 16年 4月 1日から平成 17年 3月 31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
収入の部				
1 事業収入	445,600,000	438,468,683	7,131,317	
受託事業収入	445,600,000	438,468,683	7,131,317	
市委託金	445,600,000	438,468,683	7,131,317	
2 自主事業収入	26,136,000	19,018,490	7,117,510	
自主事業収入	26,136,000	19,018,490	7,117,510	
3 基本財産運用収入	50,000	2,010	47,990	
基本財産利息	50,000	2,010	47,990	
4 事業外収入	800,000	746,661	53,339	
受取利息	50,000	466	49,534	
雑収入	750,000	746,195	3,805	
収入合計	472,586,000	458,235,844	14,350,156	
支出の部				
1 受託事業費	445,600,000	439,217,354	6,382,646	
施設管理運営事業費	432,651,000	426,532,167	6,118,833	
人件費	235,119,000	232,464,180	2,654,820	
旅費	50,000	5,060	44,940	
需用費	101,683,000	101,321,454	361,546	
役務費	5,288,000	4,958,001	329,999	
委託料	85,054,000	82,503,072	2,550,928	
使用料及び賃借料	2,868,000	2,867,718	282	
原材料費	2,470,000	2,293,722	176,278	
負担金補助及び交付金	17,000	17,000	0	
公課費	0	0	0	

補償補填及び賠償金	102,000	101,960	40
スポーツ振興事業費	3,399,000	3,135,287	263,713
報償費	2,912,000	2,702,250	209,750
需用費	104,000	100,907	3,093
役務費	383,000	332,130	50,870
事業外費用	9,550,000	9,549,900	100
消費税	9,550,000	9,549,900	100
2 自主事業費	26,136,000	19,018,490	7,117,510
自主事業実施費	26,136,000	19,018,490	7,117,510
需用費	458,000	73,606	384,394
役務費	588,000	448,820	139,180
委託料	15,312,000	10,732,408	4,579,592
使用料及び賃借料	8,818,000	7,056,240	1,761,760
消費税	960,000	707,416	252,584
3 予備費	850,000	0	850,000
支出合計	472,586,000	458,235,844	14,350,156

財産目録
平成17年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
現金	1,948,671	
普通預金	13,006,056	
流動資産合計		14,954,727
2 固定資産		
基本財産		
定期預金	10,000,000	
固定資産合計		10,000,000
資産合計		24,954,727
負債の部		
1 流動負債		
未払金	4,368,219	
預り金	10,586,508	
流動負債合計		14,954,727

負債合計		14,954,727
正味財産		10,000,000

(平成 17年 12月 27日揭示済)

奈良市監査委員告示第 12号

地方自治法第 199条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

平成 17年 12月 27日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中嶋 肇
同 池田 慎久
同 船越 義治

1 監査対象

市民生活部 市民課 衛生課 国民健康保険課
人権文化推進室 人権啓発センター 男女共同参画課

環境清美部 企画総務課 環境清美第一事務所
環境清美工場

西部出張所 庶務課 住民課 生活福祉課
(消防局)

消防総務部 総務課

生活安全部 救急救助課 予防課

(教育委員会)

教育総務部 教育総務課 学校教育課

中学校 登美ヶ丘北・登美ヶ丘・都跡・都南・月ヶ瀬・都祁

小学校 西大寺北・伏見・六条・柳生・相和・済美南

幼稚園 西大寺北・伏見・六条

社会教育部 社会教育課(青少年児童会館含む)
生涯学習センター

2 監査期間

平成 17年 10月 24日～同年 12月 21日

3 監査方法

平成 17年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成 17年 9月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査・照合を行い、必要に応じて関係施設の実査を行う等の方法で実施した。

なお、今回の監査は、特に収入に係る事務処理及び支出に係る委託料、負担金補助及び交付金の事務処理を重点に、契約書、補助金等交付申請書、支出負担行為何書等の関係書類を監査した。その件数は、次表のとおりである。

部	課	委託料	補助金
市民生活部	市民課	7	-
	衛生課	25	1

環境清美部	国民健康保険課	8	-
	人権啓発センター	10	-
	男女共同参画課	2	6
	企画総務課	17	-
西部出張所	環境清美第一事務所	10	-
	環境清美工場	19	-
	庶務課	2	-
消防局	住民課	3	-
	生活福祉課	-	-
	総務課	7	1
生活安全部	救急救助課	3	-
	予防課	2	-
教育委員会	教育総務課	28	2
	学校教育課	19	14
	学校・園	-	-
社会教育部	社会教育課 (青少年児童会館含む)	14	24
	生涯学習センター	6	-
合計		182	48

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適性かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例及び要望する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第 199条第 12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

市民生活部

衛生課

- (1) 郵便切手の現在保有残高で対応できるにもかかわらず、新たに購入している。今後は保有残高を確認の上、計画的な予算執行をされたい。
- (2) 市営墓地清掃業務委託において、支払手続き

が遅延していた。委託業務の履行確認をされたら、速やかな事務処理をされたい。

- (3) 予防接種実費徴収金について、医療機関からの請求により接種されたことが確認できるまで調定をせず、現金のまま保管されていた。

奈良市会計規則第 12 条に基づき、速やかに調定し、指定金融機関等に払い込みをされたい。

- (4) 東山霊苑火葬場使用料の調定はなされているが、収納した現金の指定金融機関等への払い込みが遅延していた。

奈良市会計規則第 9 条に基づき、速やかに払い込みをされたい。

国民健康保険課

国民健康保険料(税)の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 2,240,737,853 円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

環境清美部

企画総務課

し尿処理費手数料の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において 571,889 円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

環境清美工場

- (1) 一般廃棄物処分手数料及び破碎スクラップ売却処分収入の滞納繰越分の収入未済額は、監査時においてそれぞれ 16,793,280 円、19,537,334 円となっている。

今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

- (2) 粗大ごみ処理施設清掃委託(3 件)は、定期的にその都度委託契約されているが、年間の清掃回数が把握できるのであれば、事務の効率化からも一括契約が望ましいと思われるので検討されたい。

- (3) 有毒ガス分析計保守点検委託における予定価格調書の作成が、事務取扱による決定権を有する者でなかったため、注意されたい。

西部出張所

住民課

戸籍記載一部処理システム保守委託において、予定価格調書が作成されていなかった。

奈良市契約規則第 18 条第 1 項に基づき、予定価格調書を作成されたい。

(消防局)

消防総務部

総務課

職員の宿泊を要する旅行命令(1 件)において、消防長による決裁がなされていなかった。

奈良市消防事務専決規程に基づき事務処理をされたい。

生活安全部

救急救助課

7 級職員の宿泊を要する旅行命令(1 件)において、総務課長の合議がなされていなかった。

消防職にあつては、奈良市職員服務規程第 21 条第 2 号を読み替えることとなっているので、同号に基づき事務処理をされたい。

(教育委員会)

教育総務部

教育総務課

テレビ共聴施設保守点検委託において、随意契約されているが、業者選定の理由が明確でないため、より具体的に明記されたい。

学校教育課

- (1) 大和のわらべうた振興事業において、主催者が奈良市教育委員会と奈良市立幼稚園会であるにもかかわらず、実施要項では主催者が奈良市立幼稚園会のみとなっていた。注意されたい。

- (2) 全国高等学校総合体育大会選手派遣補助、奈良市小学校体育大会委託及び奈良市中学校総合体育大会委託は、いずれも事業補助及び事業委託であるのに、事業実施日(大会日)から数ヶ月経過した日を事業完了日と設定されていた。実施日からなるべく早い時期に完了日を設定されたい。

- (3) 奈良市小学校体育振興会補助金及び奈良市中学校体育連盟補助金において、運営補助であるにもかかわらず事業費も含んだ全経費を補助対象経費としているが、補助対象経費を適確に把握の上、交付決定されたい。

学校・園

都南中

- (1) 施設修繕において、同一日に同一業者で行われた修繕を 3 件に分けて支出手続されていた。適正な事務処理をされたい。

- (2) 消耗品の購入において、同日付けで同一業者に分割発注されていた。適正な事務処理をされたい。

社会教育部

社会教育課

奈良市子ども会育成連絡協議会運営補助において、本年度から運営補助と事業補助を一括して交付決定しているが、補助金等交付申請からは事業規模がわからず、事業内容が把握できるような補助金等交付申請に改められたい。

(平成 17 年 12 月 27 日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 48 号

平成 18 年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格審査

申請要領を次のように定めます。

平成 17年 12月 15日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

平成 18年度奈良市水道局建設工事等入札参加資格
審査申請要領

地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 16条の 11 第 2 項の規定により、平成 18・19年度において、奈良市水道局が発注する建設工事、測量および建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格および申請方法等を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)および準市内業者(市内に建設業法等に基づく支店等を有する者)については、今回は基準年受付となり平成 18・19年度の 2 年間の有効期間となります。なお、市外業者(市内に建設業法等に基づく本店および支店等を有しない者)については、今回は追加年受付となり、平成 17年 2月に申請されなかった方(新規に申請される方を含む。)のみ対象とします。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 16・17年度分の市民税(法人市民税)にあっては、入札参加資格審査申請時において平成 17年度分が確定していない場合は、平成 15・16年度分)および固定資産税に係る滞納税額がないこと。
- (3) 平成 16・17年度分の国民健康保険料の滞納額がないこと。

2 受付期間

平成 18年 2月 14日(火)から同月 28日(火)まで(日曜日、土曜日を除く。)

3 受付時間

午前 9 時 30分～正午、午後 1 時～午後 4 時

4 受付場所

奈良市役所庁舎北棟 2 階 第 14会議室
<問い合わせ先> 奈良市水道局業務部経理課
電話番号 0742- 34- 5200(代表)

5 申請方法

持参または郵送受付としますが、市外業者は可能な限り郵送で申請してください。(郵送受付は 2月 28日までの消印有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

なお、市内業者は持参受付に限ります。

6 郵送先

〒630- 8001
奈良市法華寺町 264番地 1
奈良市水道局 業務部経理課 入札係

7 登録有効期間

- (1) 市内業者・準市内業者 2年間(平成 18・19年度)
- (2) 市外業者 1年間(平成 18年度)

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認められたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合および記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として 1 年間は入札参加を留保します。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、業務部経理課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第 3 条第 1 項に規定する建設業者で、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(旧来の経営事項審査結果通知書)(平成 16年 10月 1日から平成 17年 9月 30日までの間に審査基準日を有するもの)を受けている者

<市内業者>(市内に建設業法等に基づく本店を有する者)

ア) 建設工事入札参加資格審査申請書(奈良市水道局の様式)

イ) 建設業許可通知書(写)

ウ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(旧来の経営事項審査結果通知書)(写)(平成 16年 10月 1日から平成 17年 9月 30日の間に審査基準日を有するもの)

エ) 経営規模等評価申請書類(旧来の経営事項審査申請書類)のうち、技術職員名簿および工事経歴書(写)

オ) 納税証明書(写)

・法人 平成 16・17年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成 17年度分が確定していない場合は、平成 15・16年度分)および固定資産税に係るもの

・個人 平成 16・17年度分の市民税および固定資産税に係るもの

カ) 国民健康保険納付証明書(写)(個人業者のみで平成 16・17年度分に係るもの)

キ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から 3 箇月以内のもの)

ク) 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)

官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号および組合における役職名が記載されているもの)および審査対象とする組合員のウ)に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省の統一様式)

イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(旧来の経営事項審査結果通知書)(写)(平成16年10月1日から平成17年9月30日の間に審査基準日を有するもの)

ウ) 営業所一覧表

エ) 経営規模等評価申請書類(旧来の経営事項審査申請書類)のうち、技術職員名簿又は技術者経歴書

オ) 工事経歴書

カ) 建設業許可通知書(別表(役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分)を含む写)

キ) 納税証明書(写)

- ・法人 平成16・17年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成17年度分が確定していない場合は、平成15・16年度分)および固定資産税に係るもの
- ・個人 平成16・17年度分の市民税および固定資産税に係るもの

ク) 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)

ケ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)

コ) 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)

税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

<市外業者>(市内に建設業法に基づく本店又は支店等を有しない者)

ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省の統一様式)

イ) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(旧来の経営事項審査結果通知書)(写)(平成16年10月1日から平成17年9月30日の間に審査基準日を有するもの)

ウ) 営業所一覧表

エ) 経営規模等評価申請書類(旧来の経営事項審査申請書類)のうち、技術職員名簿又は技術者経歴書

オ) 工事経歴書

カ) 建設業許可通知書(別表(役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分)を含む写)

キ) 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写)

- ・法人 (その3)又は(その3の3)様式
- ・個人 (その3)又は(その3の2)様式

ク) 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)

ケ) 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)

コ) 商業登記簿謄本(写)(法人のみ)

税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

1 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程による登録業者)

2 測量業者(測量法による登録業者)

3 建築設計業者(建築士法による登録業者)

4 地質調査業者(地質調査業者登録規程による登録業者)

5 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程による登録業者)

6 その他(1~5以外で調査業務等について営業する者)

ア) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省の統一様式)

イ) 営業所一覧表

ウ) 技術職員名簿又は技術者経歴書

エ) 営業に関し法律上必要とする登録の証明書(写)

オ) 財務諸表(直近1年度分)

なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者および補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。

カ) 納税証明書(写)

・市内業者および準市内業者

法人 平成16・17年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成17年度分が確定していない場合は、平成15・16年度分)および固定資産税に係るもの

個人 平成16・17年度分の市民税および固定資産税に係るもの

・市外業者

法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税

証明書(写)
法人(その3)又は(その3の3)様式
個人(その3)又は(その3の2)様式
キ)国民健康保険納付証明書(写)(市内個人業者のみで平成16・17年度分に係るもの)
ク)委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る。)
ケ)印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3箇月以内のもの)
コ)商業登記簿謄本(写)(法人のみ)
税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(平成17年12月15日揭示済)

奈良市水道局告示第49号

平成18年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成17年12月15日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

平成18年度奈良市水道局物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第16条の11第2項の規定により、平成18年度において、奈良市水道局が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他奈良市水道事業管理者が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、指名競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

なお、今回は追加年受付となりますので平成17年2月に申請されなかった方(新規に申請される方を含む。)のみ対象とします。

1 指名競争入札(見積り)に参加する者に必要な資格

- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成16・17年度分の市民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成17年度分が確定していない場合、平成15・16年度分)及び固

別表第1

提出書類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書(物品購入等) (様式第1号)			入札参加希望種目は別表第2の取扱種目一覧表より1種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 (様式第2号-1) (様式第2号-2)			

定資産税に係る滞納税額がないこと。

- (3) 平成16・17年度分の国民健康保険料の滞納税額がないこと。(市内個人業者)
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。

2 受付期間及び時間

(1) 受付期間

平成18年2月14日(火)~平成18年2月28日(火)
(日曜日及び土曜日を除く。)

(2) 受付時間

午前9時30分~正午、午後1時~午後4時

3 受付場所及び申請方法

- (1) 受付場所 奈良市役所庁舎北棟二階 第14会議室
<問い合わせ先>奈良市水道局業務部经理課 TEL 0742-34-5200(代)

- (2) 申請方法 郵送又は持参受付とします。

(市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者の方は郵送可としますが、郵送受付は2月28日までの消印有効とします。なお、連絡先・担当者名を明記してください。後日、指名競争入札参加資格審査申請書受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)

- 4 郵送先 〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部经理課入札係

5 登録有効期間

1年間(平成18年4月1日~平成19年3月31日)

6 その他留意事項

- (1) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札指名を留保します。
- (2) 入札参加資格審査申請書一式は、奈良市水道局ホームページに掲載します。また、ホームページをご覧になれない方については、業務部经理課窓口で配布しますが、郵送でのお取り寄せはできません。(申請書の配布は平成18年1月4日以降になります。)
- (3) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。

3	契約実績調書・取扱種目 (様式第 3 号 - 1) (様式第 3 号 - 2)			過去 2 年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格(技術)者等調書 (様式第 4 号 - 1) (様式第 4 号 - 2)			営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。
	例 - 警備業法による認定・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。			
5	使用印鑑届 (様式第 5 号)			奈良市水道局との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (様式第 6 号)			権限を代理人(支店長・営業所長等)に委任する場合 (注) 委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第 7 号)			住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書(原本)			法人・・・法務局 個人・・・市町村
9	商業登記簿謄本(写し可)			法務局が証明するもの
10	納税証明書(写し可) * 市内業者(本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。) ・ 市民税(法人市民税) (最近 2 箇年分) ・ 固定資産税 (最近 2 箇年分) * 市外業者(国税) 個人...所得税(その 3 又はその 3 の 2) 法人...法人税(その 3 又はその 3 の 3)			個人・法人 平成 16・17 年度分の市民税(法人市民税にあつては、入札参加資格審査申請時において平成 17 年度分が確定していない場合は、平成 15・16 年度分)及び固定資産税(市民税課で証明) (税務署で証明)
	納付証明書(写し可) * 本市の国民健康保険料を賦課された者 ・ 国民健康保険料(最近 2 箇年分)			個人 平成 16・17 年度分の国民健康保険料(平成 17 年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの)(国民健康保険課で証明)
11	カタログ・定価表等			
(注) ・ 印は、各業者の方が必ず提出するもの ・ 印は、必要な業者の方のみが提出するもの ・ 番号 9・10 の書類については、複写を認めます。				

留意事項

- 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお、新規に登録された方は、当初 1 年間は入札指名を留保します。
- 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判

- 明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 各証明書及び謄本は、発行日から 3 箇月以内のものを提出してください。
- 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。

7 納税証明書の申請には、印鑑（法人の場合には法人印）、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書（市内個人業者のみ）の申請についても同様の手続が必要です。

8 郵送の場合は、連絡先・担当者を明記してください。
(2月28日消印有効)

この際、指名競争入札参加資格審査申請書受領書送付のため、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。

9 提出していただいた入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

10 提出書類は、ひもとじ又はファイルとじ(様式第7号を除く。)にしてください。

別表第2及び様式第1号から様式第8号まで省略
(平成17年12月15日揭示済)

奈良市水道局告示第50号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程(平成9年奈良市水道局管理規程第4号)において準用する奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。)第2条の規定により公告します。

平成17年12月15日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

1 入札に付する事項

送・配水管工事、市内登大路町地内他3件(工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成17年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成17年12月20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成17年12月22日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成17年12月15日揭示済)

奈良市水道局告示第 51号

昭和 62年奈良市水道局告示第 2号(奈良市水道事業に係る公金の収納及び支払いの事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定)の一部を次のように改正し、平成 18年 1月 1日から施行する。

平成 17年 12月 22日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

第 2 項中 株式会社 ユーエフジェイ銀行」を 株式会社 三菱東京UFJ銀行」に改め、株式会社 奈良銀行」を削り、「三菱ユーエフジェイ信託銀行株式会社」を「三菱UFJ信託銀行株式会社」に改め、株式会社 東京三菱銀行」を削る。

(平成 17年 12月 22日揭示済)

奈良市水道局告示第 52号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 10年奈良市水道局管理規程第 7号)第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
越知設備	越知 信仁	大阪府枚方市須山町 26番 4号	平成 17年 12月 9日

(平成 17年 12月 22日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第 20号

奈良市黒髪山キャンプフィールドの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員会
委員長 杉江 雅彦

- 指定管理者の所在地及び名称
奈良市内侍原町 1 番地
奈良市黒髪山キャンプフィールド運営協議会
会長 綿谷 正之
- 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 指定管理者が行う業務の範囲
 - 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例第 3 条に規定する事業の実施に関する事。
 - 奈良市黒髪山キャンプフィールドの使用承認及び使

用制限に関する事。

- 奈良市黒髪山キャンプフィールドの施設及び附属設備等の維持管理に関する事。
 - その他教育委員会が定める事。
- (平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 21号

奈良市公民館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉江 雅彦

- 指定管理者を指定する公の施設
 - 奈良市杉ヶ町 23番地
奈良市立生涯学習センター
 - 奈良市上三条町 23番地の 4
奈良市立中部公民館
 - 奈良市学園南三丁目 1 番 5 号
奈良市立西部公民館
 - 奈良市山町 27番地の 1
奈良市立南部公民館
 - 奈良市大宮町四丁目 313番地の 3
奈良市立三笠公民館
 - 奈良市茗荷町 1078番地の 1
奈良市立田原公民館
 - 奈良市鳥見町二丁目 9 番地
奈良市立富雄公民館
 - 奈良市柳生町 340番地
奈良市立柳生公民館
 - 奈良市川上町 575番地
奈良市立若草公民館
 - 奈良市中登美ヶ丘三丁目 4162番地の 81
奈良市立登美ヶ丘公民館
 - 奈良市大柳生町 3633番地
奈良市立興東公民館
 - 奈良市南京終町一丁目 86番地の 1
奈良市立春日公民館
 - 奈良市学園赤松町 3684番地
奈良市立二名公民館
 - 奈良市六条西一丁目 3 番 43- 2 号
奈良市立京西公民館
 - 奈良市神功四丁目 25番地
奈良市立平城西公民館
 - 奈良市青野町 191番地の 1
奈良市立伏見公民館
 - 奈良市中町 501番地の 3
奈良市立富雄南公民館
 - 奈良市秋篠町 1468番地
奈良市立平城公民館
 - 奈良市紀寺町 984番地

奈良市立飛鳥公民館
奈良市五条町 204番地の 1
奈良市立都跡公民館
奈良市中山町西二丁目 921番地の 1
奈良市立登美ヶ丘南公民館
奈良市朱雀六丁目 9番地の 1
奈良市立平城東公民館
奈良市月ヶ瀬尾山 2815番地
奈良市立月ヶ瀬公民館
奈良市針町 2191番地
奈良市立都祁公民館

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市上三条町 23番地の 4
財団法人 奈良市生涯学習財団
理事長 中尾 勝二
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 公民館の事業の実施に関する事。
 - (2) 公民館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 公民館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 22号

南部公民館精華分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市高樋町 1033番地
高樋町自治会
会長 山川 威夫
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 南部公民館精華分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館精華分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館精華分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 23号

南部公民館東九条分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市東九条町 270番地の 3
東九条町自治会
会長 小橋 智行
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 南部公民館東九条分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 南部公民館東九条分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 南部公民館東九条分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 24号

西部公民館学園大和分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市学園大和町四丁目 118番地
学園三碓地区自治連合会
会長 椿井 政光
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 西部公民館学園大和分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 西部公民館学園大和分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 西部公民館学園大和分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- (平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 25号

三笠公民館大安寺西分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大森西町 13番 29号
大安寺西地区自治連合会
会長 浅岡 照夫
- 2 指定管理者の指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 三笠公民館大安寺西分館の事業の実施に関すること。
- (2) 三笠公民館大安寺西分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 三笠公民館大安寺西分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 26 号

田原公民館横田分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 26 日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市矢田原町 1124 番地
田原地区自治連合会
会長 東尾 善弘

2 指定管理者の指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館横田分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館横田分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館横田分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 27 号

田原公民館水間分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 26 日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市水間町 994 番地の 1
水間町自治会
会長 東田 稔

2 指定管理者の指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館水間分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館水間分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館水間分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 28 号

田原公民館袖ノ川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 26 日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市袖ノ川町 15 番地
袖ノ川町自治会
会長 笹尾 豊

2 指定管理者の指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 田原公民館袖ノ川分館の事業の実施に関すること。
- (2) 田原公民館袖ノ川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 田原公民館袖ノ川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 29 号

富雄公民館元町分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 26 日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市富雄元町四丁目 8 番 1 号
富雄元町四丁目自治会
会長 半田 勝久

2 指定管理者の指定の期間

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 富雄公民館元町分館の事業の実施に関すること。
- (2) 富雄公民館元町分館の使用承認及び使用制限に関すること。
- (3) 富雄公民館元町分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) その他教育委員会が定めること。

(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 30 号

柳生公民館興ヶ原分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定

により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市興ヶ原町 421番地
興ヶ原町自治会
会長 徳矢 広隆
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 柳生公民館興ヶ原分館の事業の実施に関する事。
(2) 柳生公民館興ヶ原分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 柳生公民館興ヶ原分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 31号

柳生公民館邑地分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町 2964番地
邑地町自治会
会長 小北 博也
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 柳生公民館邑地分館の事業の実施に関する事。
(2) 柳生公民館邑地分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 柳生公民館邑地分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 32号

柳生公民館丹生分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市丹生町 731番地
丹生町自治会
会長 大西 文治

- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 柳生公民館丹生分館の事業の実施に関する事。
(2) 柳生公民館丹生分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 柳生公民館丹生分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 33号

柳生公民館北野山分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市北野山町 718番地
北野山町自治会
会長 森田 登志勝
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 柳生公民館北野山分館の事業の実施に関する事。
(2) 柳生公民館北野山分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 柳生公民館北野山分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
(4) その他教育委員会が定める事。
(平成 17年 12月 26日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 34号

若草公民館佐保分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法蓮町 941番地の 10
若草公民館佐保分館運営委員会
委員長 谷口 晴康
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
(1) 若草公民館佐保分館の事業の実施に関する事。
(2) 若草公民館佐保分館の使用承認及び使用制限に関する事。
(3) 若草公民館佐保分館の施設及び附属設備の維持管理

に関すること。

- (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 35 号

興東公民館東里分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 26 日
奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南庄町 598 番地
東里地区自治連合会
会長 北畑 一
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 興東公民館東里分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 興東公民館東里分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 興東公民館東里分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 36 号

興東公民館狭川分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 26 日
奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市下狭川町 1602 番地
狭川地区自治連合会
会長 中 芳久
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 興東公民館狭川分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 興東公民館狭川分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 興東公民館狭川分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 37 号

興東公民館大平尾分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する

条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 26 日
奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大平尾町 1477 番地
大平尾町自治会
会長 向井 勝
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 興東公民館大平尾分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 興東公民館大平尾分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 興東公民館大平尾分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 38 号

春日公民館西木辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 26 日
奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西木辻町 200 番地の 25
八軒町自治会
会長 武部 尊善
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館西木辻分館の事業の実施に関すること。
 - (2) 春日公民館西木辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (3) 春日公民館西木辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17 年 12 月 26 日 掲示済)

奈良市教育委員会告示第 39 号

春日公民館大安寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年奈良市条例第 85 号)第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 26 日
奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市大安寺二丁目 16 番 15 号
大安寺地区自治連合会

会長 市川 将

- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館大安寺分館の事業の実施に関する事
 - (2) 春日公民館大安寺分館の使用承認及び使用制限に関する事
 - (3) 春日公民館大安寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
 - (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 26日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 40号

春日公民館済美南分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南京終町四丁目 232番地の 1
済美南地区自治連合会
会長 萩原 征二
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 春日公民館済美南分館の事業の実施に関する事
 - (2) 春日公民館済美南分館の使用承認及び使用制限に関する事
 - (3) 春日公民館済美南分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
 - (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 26日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 41号

二名公民館二名分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三松三丁目 1番 7号
三松自治会
会長 松田 良雄
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館二名分館の事業の実施に関する事
 - (2) 二名公民館二名分館の使用承認及び使用制限に関する事

- (3) 二名公民館二名分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
- (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 26日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 42号

二名公民館西登美ヶ丘分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二名平野二丁目 2090番地の 10
西登美ヶ丘八丁目第二自治会
会長 笠畑 直子
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 二名公民館西登美ヶ丘分館の事業の実施に関する事
 - (2) 二名公民館西登美ヶ丘分館の使用承認及び使用制限に関する事
 - (3) 二名公民館西登美ヶ丘分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
 - (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 26日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 43号

京西公民館平松分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 26日

奈良市教育委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市平松一丁目 5番 4号
平松一丁目自治会
会長 辰野 正文
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 京西公民館平松分館の事業の実施に関する事
 - (2) 京西公民館平松分館の使用承認及び使用制限に関する事
 - (3) 京西公民館平松分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
 - (4) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 26日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 44号

伏見公民館あやめ池分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月26日

奈良市教育委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市あやめ池南一丁目7番62号
奈良市あやめ池地区自治連合会
会長 森田 作
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 伏見公民館あやめ池分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 伏見公民館あやめ池分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 伏見公民館あやめ池分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- （平成17年12月26日揭示済）

奈良市教育委員会告示第45号

平城公民館歌姫分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月26日

奈良市教育委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市歌姫町1050番地
歌姫町自治会
会長 山本 平一
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 平城公民館歌姫分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 平城公民館歌姫分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 平城公民館歌姫分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- （平成17年12月26日揭示済）

奈良市教育委員会告示第46号

飛鳥公民館白毫寺分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月26日

奈良市教育委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称

奈良市白毫寺町4番地の4

白毫寺町連合自治会

会長 田村 修

- 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 飛鳥公民館白毫寺分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 飛鳥公民館白毫寺分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 飛鳥公民館白毫寺分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- （平成17年12月26日揭示済）

奈良市教育委員会告示第47号

都跡公民館佐紀分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月26日

奈良市教育委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市佐紀町2491番地
佐紀中町一丁目自治会
会長 溝辺 文昭
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 都跡公民館佐紀分館の事業の実施に関する事。
 - (2) 都跡公民館佐紀分館の使用承認及び使用制限に関する事。
 - (3) 都跡公民館佐紀分館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
 - (4) その他教育委員会が定める事。
- （平成17年12月26日揭示済）

奈良市教育委員会告示第48号

都跡公民館尼辻分館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成17年12月26日

奈良市教育委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市二条大路南二丁目2番16号
都跡地区自治連合会
会長 吉村 高春
- 2 指定管理者の指定の期間
平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 都跡公民館尼辻分館の事業の実施に関する事。

- (2) 都跡公民館尼辻分館の使用承認及び使用制限に関すること。
 (3) 都跡公民館尼辻分館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 (4) その他教育委員会が定めること。
 (平成 17年 12月 26日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 49号

奈良市青年の家交楽館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
 奈良市法蓮佐保山四丁目 6番 3号
 財団法人 奈良市武道振興会
 理事長 西田 照夫

- 2 指定管理者の指定の期間
 平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 3 指定管理者が行う業務の範囲
 (1) 奈良市青年の家交楽館条例第 3条に規定する事業の実施に関すること。
 (2) 奈良市青年の家交楽館の使用承認及び使用制限に関すること。
 (3) 奈良市青年の家交楽館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
 (4) その他教育委員会が定めること。
 (平成 17年 12月 27日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 50号

次の公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会
委員長 杉江雅彦

1 指定管理者を指定する公の施設

種 別	名 称	位 置
野球場	奈良市鴻ノ池球場	奈良市法蓮佐保山四丁目 3番 1号
	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町 285番地
体育館	奈良市中央体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目 1番 3号
	奈良市中央第二体育館	奈良市法蓮佐保山四丁目 6番 1号
	奈良市南部生涯スポーツセンター体育館	奈良市杏町 46番地の 1
	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町 486番地
陸上競技場	奈良市鴻ノ池陸上競技場	奈良市法蓮佐保山四丁目 5番 1号
プール	奈良市平城プール	奈良市右京三丁目 18番地
	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目 2番地
	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町 486番地
庭球場	奈良市柏木コート	奈良市柏木町 225番地の 1
	奈良市黒谷コート	奈良市中町 287番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目 1番地
	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目 12番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目 2番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目 90番地の 374
	奈良市鴻ノ池コート	奈良市法蓮佐保山四丁目 9番 1号
	奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目 90番地
	奈良市南部生涯スポーツセンターコート	奈良市杏町 46番地の 1
奈良市大亀谷コート	奈良市赤膚町 1143番地の 3	
球技場	奈良市柏木球技場	奈良市柏木町 255番地の 1
	奈良市黒谷球技場	奈良市中町 287番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目 1番地
	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目 12番地
	奈良市中ノ川球技場	奈良市芝辻町 556番地の 1
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町 136番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目 176番地の 2
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目 90番地
	奈良市南部生涯スポーツセンター球技場	奈良市杏町 46番地の 1

ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目 107番地の 238
多目的コート	奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート	奈良市杏町 46番地の 1
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目 107番地の 238

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法蓮佐保山四丁目 5 番 1 号
財団法人 奈良市スポーツ振興事業団
理事長 中尾 勝二
- 3 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成 17 年 12 月 27 日 掲 示 済)

奈良市教育委員会告示第 51 号

次の公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

種 別	名 称	位 置
体育館	奈良市都祁体育館	奈良市都祁白石町 116番地
球技場	奈良市都祁球技場	奈良市都祁白石町 122番地の 3

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市都祁白石町 1133番地
財団法人 奈良市都祁地域振興財団
理事長 米田 通男
 - 3 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。
- (平成 17 年 12 月 27 日 掲 示 済)

奈良市教育委員会告示第 52 号

奈良市ならやま屋内温水プールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

1 指定管理者を指定する公の施設

種 別	名 称	位 置
武道場	奈良市中央武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目 1 番 2 号
	奈良市中央第二武道場	奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 3 号
弓道場	奈良市弓道場	奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 2 号
相撲場	奈良市鴻ノ池相撲場	奈良市法蓮佐保山四丁目 8 番 9 号

- 2 指定管理者の所在地及び名称
奈良市法蓮佐保山四丁目 6 番 3 号
財団法人 奈良市武道振興会
理事長 西田 照夫
- 3 指定管理者の指定の期間

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市三条大路一丁目 9 番 10 号
社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会
会長 大川 靖則
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。
- (平成 17 年 12 月 27 日 掲 示 済)

奈良市教育委員会告示第 53 号

次の公の施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年奈良市条例第 85 号）第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

平成 17 年 12 月 27 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成 17年 12月 27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 54号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4
条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市七条一丁目 8番 6 - 8号
七条地区自治連合会
会長 入船 實
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市七条コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成 17年 12月 27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 55号

奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4
条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市南紀寺町五丁目 27番地
南紀寺町五丁目第一自治会
自治会長 西岡 利文
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成 17年 12月 27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 56号

奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4
条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市朱雀六丁目 8番 4号
平城ニュータウンスポーツ協会
会長 福井 勝治
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成 17年 12月 27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 57号

奈良市東市コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4
条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市古市町 264番地の 3
東市地区自治連合会
会長 藤井 久雄
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市東市コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。

(平成 17年 12月 27日揭示済)

奈良市教育委員会告示第 58号

奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
手続等に関する条例(平成 17年奈良市条例第 85号)第 4
条第 3項の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会

委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市邑地町 2964番地
邑地町自治会
会長 小北 博也

- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 27日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 59号

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
 手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4
 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。
 平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会
 委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市朱雀六丁目 8 番 4 号
平城ニュータウンスポーツ協会
会長 福井 勝治
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 27日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 60号

奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
 手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4
 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。
 平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会
 委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市下狭川町 1602番地
狭川地区自治連合会
会長 中 芳久
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。

- (3) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 27日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 61号

奈良市田原コミュニティスポーツ広場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
 手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4
 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。
 平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会
 委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市矢田原町 1124番地
田原地区自治連合会
会長 東尾 善弘
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市田原コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 27日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 62号

奈良市石打コミュニティスポーツプールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の
 手続等に関する条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4
 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。
 平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会
 委員長 杉 江 雅 彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市月ヶ瀬石打 414番地
石打自治会
会長 西脇 勝征
- 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの使用承認及び使用制限に関すること。
 - (2) 奈良市石打コミュニティスポーツプールの施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (3) その他教育委員会が定めること。
(平成 17年 12月 27日 揭示済)

奈良市教育委員会告示第 63号

上深川歴史民俗資料館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する
 条例（平成 17年奈良市条例第 85号）第 4 条第 3 項の規定

により次のとおり告示します。

平成 17年 12月 27日

奈良市教育委員会
教育委員長 杉江雅彦

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市上深川町 116番地の 1
奈良市上深川町自治会
会長 家舗 長光
 - 2 指定管理者の指定の期間
平成 18年 4月 1日から平成 20年 3月 31日まで
 - 3 指定管理者が行う業務の範囲
 - (1) 上深川歴史民俗資料館の事業の実施に関すること。
 - (2) 上深川歴史民俗資料館の使用承認申請の受付に関すること。
 - (3) 上深川歴史民俗資料館の施設、保管資料等の維持管理に関すること。
 - (4) その他教育委員会が定めること。
- (平成 17年 12月 27日 掲示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 182号

平成 17年 11月 21日奈良市条例制定請求代表者辻本誠外 4人から提出された奈良市条例制定請求者署名簿の署名に関し、地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 74条の 2 第 2項の規定による縦覧期間内に関係人の異議の申出がなかったため、当該署名簿の有効署名の総数は次のとおりとなりました。

平成 17年 12月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

有効署名の総数 12,98人

(平成 17年 12月 19日 掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 183号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2号の規定により、平成 17年 12月 26日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 17年 12月 27日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝 二

- 1 抹消年月日
平成 17年 12月 27日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 17年 12月 27日 掲示済)